

公の施設の使用料見直し基本方針 (第2版)

令和8年5月

和 泉 市

目 次

1. はじめに	1
2. 使用料見直しにかかる基本的な考え方	1
(1) 受益者負担の原則	
(2) 行政コストに基づく使用料算定方法の明確化	
3. 使用料見直しの対象施設	2
4. 使用料算定に用いる原価対象費用の考え方	3
5. 使用料収入の現状を踏まえた利用者負担割合の設定	4
(1) 現状の行政コストと使用料収入のバランス	
(2) 利用者負担割合の設定	
6. 算定方法	5
(1) 貸室等（ホール・会議室等）、体育館、運動広場	
(2) テニスコート	
(3) 温水プール、浴場、体育館・運動広場の個人利用にかかる使用料	
7. 算定のポイント	6
(1) 平均単価を用いた使用料の設定	
(2) 1時間当たり使用料の均一化	
(3) 長時間利用にかかる使用料の算定	
(4) 適用稼働率の設定	
(5) 使用料の激変緩和	
(6) 設定する使用料の単位	
8. その他の見直し	8
(1) 市外利用者にかかる使用料の設定	
(2) 使用許可申請の統一化	
(3) 営利又は営業目的利用者にかかる使用料の設定	
(4) 時間貸しの導入と1時間当たり使用料の設定	
(5) 冷暖房利用料金の廃止	
(6) 定期的な見直しの検証	

1. はじめに

「使用料」については、地方自治法第 225 条に基づき、公の施設の利用の対価として徴収しています。これは、施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保するものです。このことから、使用料については、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところです。

しかしながら、本市における公の施設の使用料については、消費税率の改定や物価上昇等の社会経済情勢の変化にも関わらず長年据え置かれているものが多く、また、市として使用料の統一的な算定方法を定めた基準を設けてこなかったため、使用料の設定については、受益と負担の公平性の観点から適切な検証が行えず、これまで抜本的な見直しが行われていません。

こうした状況において、本市では、持続的に発展可能なまち「躍進のまち」につながる「質の高い行財政運営」を目指し、平成 27 年 5 月に「和泉躍進プラン（案）」を策定しており、その中で歳入の確保、受益と負担の適正化を図る観点から、使用料の見直しに取り組むこととしています。

このことから、市では、施設を利用する人と利用しない人との公平性を確保するためのルールづくりに取り組み、市民全体の理解と協力を得るための統一的な基準を定めるものです。

2. 使用料見直しにかかる基本的な考え方

（１）受益者負担の原則

使用料収入は、施設の維持管理等に要する費用に充てられていますが、その費用を賄えきれない場合、不足分は公費（市税等）で負担することとなります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、受益者に応分の負担を求めることを原則とします。

（２）行政コストに基づく使用料算定方法の明確化

利用者に応分の負担を求めるためには、市民の理解と協力が得られるよう、使用料の原価や負担割合などの積算根拠を示し、透明性を確保する必要があります。

このことから、施設の維持管理、行政サービスの提供に要した費用（行政コスト）を明確化したうえで、原価計算方式による使用料算定を行うことにより、公平性の確保を図ります。

なお、行政コストを「原価」として使用料を積算するため、施設管理者は、料金設定の適正化を図るべく、施設運営の効率化等による経費削減や稼働率の向上に努めなければなりません。

3. 使用料見直しの対象施設

「2. 使用料見直しにかかる基本的な考え方」に基づき、本方針において、使用料見直しの対象とする公の施設は、次のとおりとします。

区 分	施設数	施 設 名
貸室等（ホール・会議室等）施設	8	生涯学習センター、生涯学習サポート館（貸室）、コミュニティセンター、南部リージョンセンター、北部リージョンセンター、人権文化センター、農業体験交流施設、和泉図書館集会室
スポーツ等施設	6 （生涯学習サポート館を除く）	市民体育館、コミュニティ体育館、生涯学習サポート館（体育室）、光明池緑地運動場（テニスコートを含む）、光明池球技場（テニスコートを含む）、総合スポーツセンター、温水プール

なお、条例で無料としている施設など、各施設における特性を踏まえ、下記の公の施設については、本方針による見直しの対象外とします。

施設の特性	施 設 名
条例で無料としている施設	総合福祉会館、北部総合福祉会館、老人集会所、保健センター、保健福祉センター、リサイクルプラザ、青少年センター、男女共同参画センター、いずみの国歴史館
占用にかかる使用料の規定はあるが、本来用途は無料の施設	道路、公園
現使用料で独立採算による運営を前提としている施設	自転車等駐車場、和泉府中駅前自動車駐車場、産業振興プラザ
公益性・必需性が高いため、行政コストから使用料を積算することが適さない施設	【社会教育関連】 久保惣記念美術館、久保惣市民創作教室、青少年の家 【地域活動支援関連】 コミュニティ供用施設 【衛生関連】 火葬場、北部コミュニティセンター、共同浴場

4. 使用料算定に用いる原価対象費用の考え方

使用料の算定にあたっては、施設の整備や運営に係る行政コストを明確化したうえで、受益者負担とする妥当な行政コストの範囲を設定し、これを「積算基礎額」として原価を算出します。

施設に係る行政コストについては、以下のものが考えられます。

(Ⅰ) 用地取得費

(Ⅱ) 建物建設費(減価償却費・償還利子)

(Ⅲ) 人件費

(Ⅳ) 維持管理費等(光熱水費、消耗品費、委託料 等)

民間企業においては、「(Ⅰ)～(Ⅳ)」の全てのコストを回収することを前提として、使用料金が設定されているものと考えます。

しかし、「公の施設」については、市民福祉の増進を設置目的としており、「市の資産」であることを踏まえると、使用料の算定方法について市民の理解を得るためには、利用者に全てのコストにかかる負担を求めるのではなく、公費で負担するコストも必要であると考えます。

(地方自治法逐条解説より抜粋) 使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とすると考えるべきであろう。

(1) 公費負担の範囲

公の施設は、「市の資産」であることを踏まえ、(Ⅰ)及び(Ⅱ)の行政コストは、公費負担とします。

(2) 受益者負担の範囲

受益者負担とは、利用者の受益に応じて負担を求めるものであることから、利用に係る(Ⅲ)及び(Ⅳ)の行政コストを受益者負担とし、使用料の算定に用いる「積算基礎額」とします。

指定管理者制度を導入している施設における「積算基礎額」について、利用料金制(指定管理者に使用料を指定管理者の収入として収受させることができる制度)を採用している場合は、指定管理者が実際に管理運営に要した費用とし、採用していない場合は、市が指定管理者に支払う指定管理料とします。

なお、維持管理費等のうち大規模修繕については、施設利用によって定期的に生じることが見込まれる修繕と、老朽化や突発的な事故、災害等により必要となる修繕に区分したうえで、後者にかかる費用については公費負担とするほか、指定管理者が実施している「自主事業」にかかる経費についても、施設管理運営に係る経費とは異なることから対象外とします。

また、人件費や維持管理費等に充当される使用料以外の収入がある施設については、「積算基礎額」から当該収入を控除した額を用いて算定します。

（３）積算基礎額の平準化

受益者負担とする（Ⅲ）及び（Ⅳ）の行政コストについては、直近年度の費用を算定の基礎とした場合、当該年度における費用の多寡による影響を大きく受ける可能性があること、また、平成 26 年 4 月に消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられたことを踏まえ、平成 26 年度から平成 28 年度までの行政コストの平均値を算定することにより平準化を図ります。

5. 使用料収入の現状を踏まえた利用者負担割合の設定

（１）現状の行政コストと使用料収入のバランス

平成 27 年度における各施設の行政コストと使用料収入については、下表のとおりとなっており、本方針において、使用料見直しの対象とする公の施設の現状としては、行政コストが使用料収入を上回っています。

<行政コストと使用料収入の現状（平成 27 年度）>

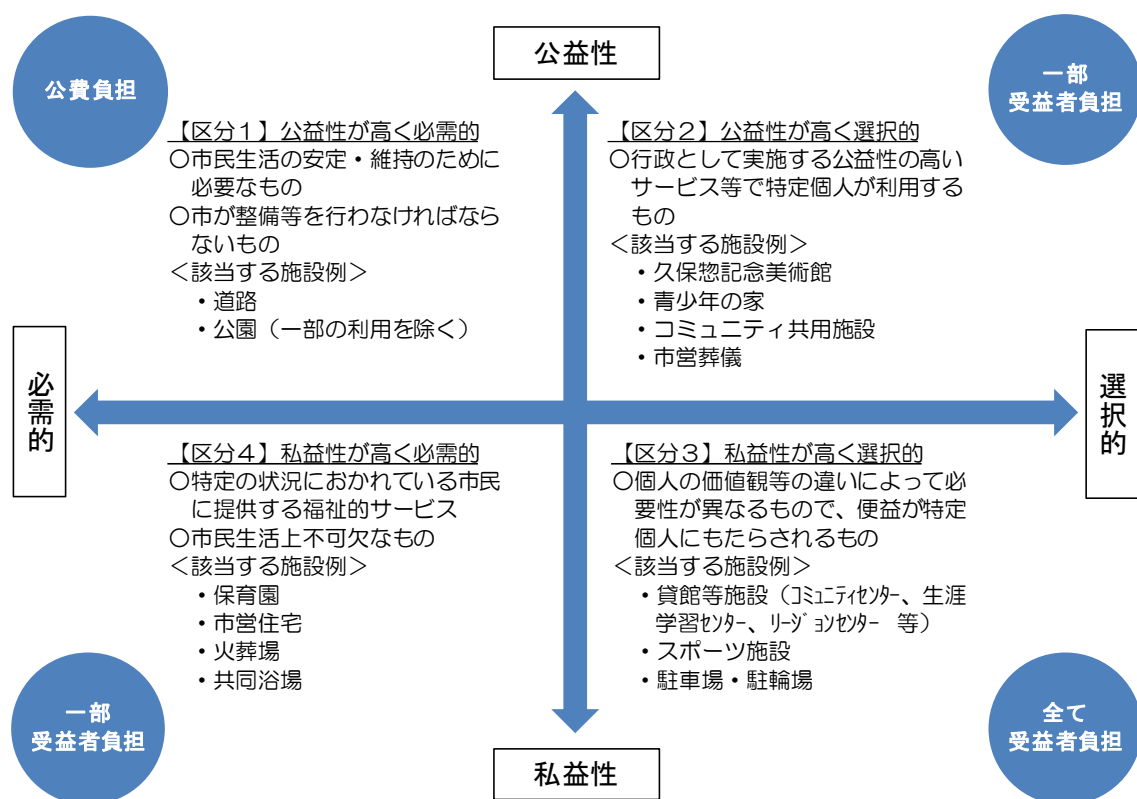
施 設 名	行政コスト（円）				使用料収入	使 用 料 充 当
	人件費	維持管理費等	指定管理料	計 A	（円） B	割 合 B/A
生涯学習センター	23,406,394	235,896,717		259,303,111	72,973,900	28.1%
生涯学習サポート館	17,118,563	9,977,218		27,095,781	3,961,800	14.6%
コミュニティセンター			39,555,772	39,555,772	23,281,100	58.9%
南部リージョンセンター	34,473,600	29,973,856		64,447,456	5,846,255	9.1%
人権文化センター	51,796,813	38,426,100		90,222,913	10,716,050	11.9%
農業体験交流施設	8,336,962	3,669,214		12,006,176	905,450	7.5%
市民体育館	28,002,522	14,535,618		42,538,140	9,588,862	22.5%
コミュニティ体育館	21,486,783	16,240,738		37,727,521	15,017,770	39.8%
光明池緑地運動施設	8,149,682	8,038,685		16,188,367	6,528,950	40.3%
光明池球技場	10,758,003	9,104,063		19,862,066	10,350,300	52.1%
温水プール	61,875,540	68,143,643		130,019,183	53,571,350	41.2%
小栗の湯	7,108,041	26,261,980		33,370,021	25,177,440	75.4%

（２）利用者負担割合の設定

公の施設における行政コストの公費負担割合については、当該施設の性質等を考慮して設定する必要があります。

本方針において、使用料見直しの対象とする施設の利用は、特定の人が一定の時間帯に当該施設を占有することにより便益がもたらされるものであり、利用する人と利用しない人との公平性を考慮すると、「選択的」かつ「私益性」が強いものと解されます。

このことから、使用料の算定において「原価」となる行政コストは、全て受益者負担とすることが妥当であると考えます。



6. 算定方法

（1）貸室等（ホール・会議室等）、体育館、運動広場

ア. 1時間当たり1㎡単価

$$= \text{積算基礎額} \div \text{年間使用可能時間} \div \text{貸出面積}$$

イ. 1時間当たり単価

$$= \text{1時間当たり1㎡単価} \times \text{利用面積}$$

ウ. 見直し使用料

$$= \text{1時間当たり単価} \times \text{利用時間} \div \text{適用稼働率}$$

※貸室等（ホール・会議室等）、体育館における積算基礎額について、施設の維持管理費等の額は、貸出面積とその他面積（事務所やその他の目的で占有する面積）により按分を行い、貸出面積割合分のみ算入する。

<貸室等・体育館における積算基礎額の算定例>

維持管理費等		10,000,000円	
貸室面積	900㎡	その他面積	100㎡
面積比率	90.0%	面積比率	10.0%
対象費用	9,000,000円	対象外費用	1,000,000円
人件費	10,000,000円		
積算基礎額	19,000,000円		

(2) テニスコート

ア. 1時間当たり1面単価

$$= \text{積算基礎額} \div \text{年間使用可能時間} \div \text{面数}$$

イ. 見直し使用料

$$= 1 \text{時間当たり1面単価} \div \text{適用稼働率}$$

(3) 温水プール、体育館・運動広場の個人利用にかかる使用料

ア. 見直し使用料

$$= \text{積算基礎額} \div \text{延べ利用者数}$$

7. 算定のポイント

(1) 平均単価を用いた使用料の設定

使用料の算定において、施設ごとの行政コストを用いて個別に算定した場合、類似した利用形態の施設にもかかわらず、施設によって使用料に大きな差が発生することにも想定されます。類似施設にもかかわらず、個々の施設によって負担する使用料が大きく異なることにより、施設の利用度が偏ることも懸念されることから、利用する市民の視点で考えると適切であるとは言えません。

このことから、類似施設における積算基礎額総額と貸出総面積等から「平均単価」を算出したうえで、使用する面積や時間に応じた使用料を設定することとします。

<平均単価の算出例>

	施設①	施設②	施設③		平均単価
年間使用可能時間	4,667時間	4,667時間	3,991時間	平均	4,442時間 A
貸出面積	2,200㎡	300㎡	1,300㎡	計	3,800㎡ B
積算基礎額	110,000,000円	12,000,000円	40,000,000円	計	162,000,000円 C
					↓
1時間当たり1㎡単価 C/A/B					9.6円

(2) 1時間当たり使用料の均一化

現行、本市の貸室施設等において、「午前・午後・夜間」といった、複数の時間を1つの区分とする貸出区分を設定していますが、貸出区分ごとに1時間当たりの使用料を積算すると、夜間利用にかかる単価が、他の利用時間と比較して割増となっています。

しかしながら、利用時間帯によって使用料を割増することの根拠は乏しいと思われるため、貸出区分ごとの1時間当たり使用料は均一とします。

(3) 長時間利用にかかる使用料の算定

本市の貸室施設等において、貸出区分の「午前と午後」、「午後と夜間」との間の利用時間として設定されていない時間（12時～13時、17時～18時）について、長時間利用の場合では利用時間に含まれているものの、現行では、当該時間にかかる料金は徴収していません。

本来であれば、当該時間にかかる料金も徴収すべきと考えますが、徴収とした場合、実質的な使用料の値上げとなるため、利用者の減少を招く恐れも懸念されます。

このことから、長時間利用にかかる使用料については、現行の算定と同様に、当該時間にかかる料金は含めず算定することとします。

なお、長時間利用にかかる使用料について、上述以外の割引を行っている施設については、下図の算定方法に見直します。

<長時間利用にかかる使用料の算定方法>

	(午前) 午前9時～12時	12時 ～13時	(午後) 13時～17時	17時 ～18時	(夜間) 18時～22時
区分貸し	使用料ア (1H単価×3H)		使用料イ (1H単価×4H)		使用料ウ (1H単価×4H)
長時間 利用A	使用料 = 使用料ア + 使用料イ				
長時間 利用B			使用料 = 使用料イ + 使用料ウ		
全日貸し	使用料 = 使用料ア + 使用料イ + 使用料ウ				

(4) 適用稼働率の設定

「6. 算定方法」で示したとおり、施設の「稼働率」を算定に用いることとしていますが、本来であれば「実稼働率」に基づいた積算が必要であると考えますが、稼働率の低さに伴う全ての負担を利用者に強いることは適切ではなく、行政の運営努力も考慮すべきであると考えます。

このことから、「稼働率 50%」まで高めることを行政に必要な運営努力としたうえで、「50%」を使用料の算定に用いる「適用稼働率」とします。

なお、実稼働率が50%以上の場合は、実稼働率を「適用稼働率」として積算することとします。

(5) 使用料の激変緩和

「6. 算定方法」で示した算式に基づき積算した額（以下「見直し使用料」という。）が、現行の使用料を上回る場合、本来であれば「見直し使用料」の額に見直すべきところですが、急激な使用料の値上げは、利用者の減少を招く恐れが高いことから、激変緩和措置を講じることとします。

このことから、最終的に設定する使用料については、「見直し使用料」と現行使用料に「激変緩和率（1.25倍）」を乗じて得た額の低い方とします。この場合、前述の「(2) 1時間当たり使用料の均一化」については、適用除外とします。

なお、平日と休日で稼働率が大きく異なっている場合は、激変緩和率の設定について、施設機能（機能例：貸室、ホール、運動場 等）ごとに別途検討します。

(6) 設定する使用料の単位

算定した使用料に10円未満の端数がある場合は、端数金額を切り捨てることとし、10円単位とします。

現在の使用料が100円単位となっている施設についても、すでに10円単位で使用料を設定している施設もあることから、同様とします。

8. その他の見直し

(1) 市外利用者にかかる使用料の設定

「4. 使用料算定に用いる原価対象費用の考え方」において、施設にかかる行政コストである「用地取得費」及び「建物建設費（減価償却費・償還利子）」は、公費負担としました。

このことから、市民の負担により建設された『市民の財産』である公の施設の使用料について、市外利用者との公平性を確保する必要があるため、全施設（温水プール、ホール等の一部施設を除く。）において割増率を設定することとし、2倍の使用料を市外利用者から徴収することとします。

なお、「和泉市自治基本条例」の趣旨を鑑み、市内に在勤・在学者、事務所又は事業所を有する個人・法人等については、割増率の適用除外とします。

(2) 使用許可申請の統一化

施設の使用許可申請にかかる受付期間や市内利用者の先行受付の有無等について、統一化を図ります。

(3) 営利又は営業目的利用者にかかる使用料の設定

公の施設の使用料については、公費負担により低く設定されていると考えることから、営利又は営業目的利用者が利用する場合は、利用者が受ける便益の大きさを踏まえて相応の負担を求めることとし、全施設（ホール等の一部施設を除く）において、下記のとおり割増率を設定します。

なお、入場料を徴収する場合の割増率については、別途設定します。

(貸室等施設・スポーツ施設)

○利用者が商業宣伝、営業等で利用する場合 2倍 <市外利用者> 3倍

(4) 時間貸しの導入と1時間当たり使用料の設定

貸室施設等において、現在の貸出区分を優先したうえで、施設の稼働率向上を目的に「時間貸し」の導入を図るとともに、1時間当たりの使用料を規定します。

しかしながら、「時間貸し」の実施については、施設の規模や運営状況等の特性を踏まえるとともに、現指定管理者との調整も必要であることから、施設ごとに適宜、実施するものとします。

(5) 冷暖房利用料金の廃止

現在、コミュニティセンターの「多目的ホール」、人権文化センターの「大会議室」の利用について、冷暖房装置使用にかかる料金を徴収していますが、本方針に基づき、維持管理費総額を積算基礎額に含めて使用料を算出することから、当該料金の廃止を基本とします。

(6) 定期的な見直しの検証

社会経済情勢や利用状況等の変化に適切に対応した使用料の設定が必要であるため、原則3年～5年を目途に見直しの必要性について検証を行い、適宜見直しを図ります。

公の施設の使用料見直し基本方針（第2版）

発行：令和8年5月（2026年5月）

編集：和泉市市長公室政策企画室企画経営担当

【沿革・改定履歴】

平成29年5月 策定（初版）

令和8年5月 一部改定（第2版）本書
